

『サイトの利用料金』を請求 コンビニを利用する詐欺に注意!

～ 特殊詐欺ニュース 第30号 ～

☆ パターン1

電子マネー（〇〇ギフトカード）を買わせて番号を聞く

※ 番号がわかるだけで、その額面分を使うことができます。

☆ パターン2

マルチメディア端末で代金の支払いをさせる

※ 犯人が購入した商品の代金を支払わせる手口です。

どちらも、詐欺の手口です。

もし心当たりがあったとしても決して従わず、すぐに相談してください。

サイトの未納料金ありますよ。
このままだと裁判になる。
コンビニで支払いを。



大変だあ...



STOP!!

まずは警察に相談を!
秋田県警察本部